

三浦市公共施設等総合管理計画（改訂案）について
パブリックコメント（意見募集）を実施します！

意見募集期間

令和6年2月8日（木）

～

令和6年2月29日（木）

三浦市

総務部 財産管理課

三浦市公共施設等総合管理計画（改訂案）のパブリックコメント（意見募集） の実施について

本市では、公共施設等の現状と将来の見通しを踏まえ、これからの公共施設等のあり方を考える公共施設マネジメントに取り組むこととし、平成29年3月に「三浦市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

この度、国の策定指針の改訂等に伴い、追加事項を記載するとともに各数値等の時点修正を反映した「三浦市公共施設等総合管理計画（改訂案）」をとりまとめましたので、皆さまからのご意見を募集します。

1 意見募集案件名

三浦市公共施設等総合管理計画（改訂案）

2 資料閲覧場所

財産管理課窓口（三浦市役所第2分館2階）、南下浦出張所、初声出張所、市のホームページ

3 意見募集期間

令和6年2月8日（木）から令和6年2月29日（木）まで

（※郵送の場合は、当日消印有効）

パブリックコメント実施後、本計画の内容について継続的に検討し、時間を要することから、意見募集を上記期間（3週間）としています。

4 意見を提出できる方

- （1） 市内に住所を有する者
- （2） 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- （3） 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- （4） 市内の学校に在学する者
- （5） パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

5 意見提出方法

意見募集期間内に次のいずれかの方法により提出してください。

意見等の提出にあたっては、意見記入用紙（別紙様式）をご使用ください（氏名及び住所は、必ずお書き下さい）。

(1) 直接持参する場合

三浦市役所第2分館2階 財産管理課窓口

午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日は除く）

(2) 郵送する場合

〒238-0298

三浦市城山町1番1号

三浦市役所 財産管理課あて

(3) ファックスを利用する場合

ファックス番号：046-882-1160

(4) 電子メールを利用する場合

メールアドレス：gyouseikanri0401@city.miura.kanagawa.jp

6 意見の公表等

いただいたご意見とそれに対する本市の考え方は、整理した後に資料閲覧場所にて公表する予定です。なお、いただいたご意見に対して個別に回答はしませんので、ご了承ください。

7 問い合わせ先

三浦市役所財産管理課

電話 046-882-1111 内線321

